

教育資金支援制度規程

第1条（目的）

この規程は組合員に対し、子女の教育資金融資を行うことにより、組合員の福利厚生を図ることを目的とする。

第2条（資格）

入社1年以上で、子女を扶養する組合員であること。

第3条（融資限度額）

融資限度額は、正社員（キャリアプロモーター含む）500,000円、パートタイム組合員200,000円とし、詳細を「別表1」に定める。すでに本融資を受けたものが、再度融資を受ける必要が生じた場合も、その限度内において融資を受けることができる。

第4条（融資金の原資）

融資金の原資は組合基金とし、総額30,000,000円を限度とする。

第5条（融資の申請）

融資を希望する者は、所定の申込書を組合本部事務局に提出するものとする。

第6条（融資の決定）

融資申込みを受けた事務局は審査のうえ労金推進委員長の決裁をうけて決定する

第7条（事務手数料）

事務手数料は年利1%（アドオン方式）を基準とする。ただし、金融情勢に変動のあった場合、事務手数料を変更することがある。

第8条（返済方法）

融資金は融資を受けた翌月の給与から月賦返済とする。

第9条（返済期間）

返済期間は、「別表1」に定めるとおりとする。ただし融資を受けている者が退職するときは一括返済するものとする

第10条（貸与の禁止）

組合員が自己名義で他人のために融資を受けることはできない。

第11条（実施）

この規程の実施は、平成19年9月1日とする。